

# 第百二十回国会 参议院 通信委员会 会议录 第四号

平成三年二月二十八日(木曜日)

午前十一時三分開会

委員の異動

二月二十五日

辞任

大島 慶久君

補欠選任

井上 裕君

出席者は左のとおり。

委員長

一井 淳治君

理事

委員

陣内 孝雄君  
永田 良雄君  
大森 昭君  
星川 保松君  
長田 裕二君  
中曾根弘文君  
平野 清君  
松浦 孝治君  
及川 一夫君  
國弘 正雄君  
三重野栄子君  
山田 健一君  
鶴岡 洋君  
山中 郁子君  
足立 良平君

國務大臣

郵政大臣 関谷 勝嗣君

政府委員

郵政大臣官房長 木下 昌浩君

郵政省貯金局長 松野 春樹君

事務局側

常任委員会専門員 大野 敏行君

本日の会議に付した案件

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(内閣提出)

○委員長(一井淳治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十五日、大島慶久君が委員を辞任され、その補欠として井上裕君が選任されました。

○委員長(一井淳治君) 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。関谷郵政大臣。

○國務大臣(関谷勝嗣君) 最初に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資する等のため、貯金総額の制限額の引き上げを行うとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を変更する等の改善を行うおとすものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を七百万円から一千万円に引き上げることとしております。

第二に、進学積立郵便貯金について、貯蓄目的の対象を進学に必要な資金から在学中の資金も加えた教育を受けるために必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に改めることとしております。

第三に、定期郵便貯金の利率の計算方法を月割りから日割りに改めることとしております。

第四に、預金者に対する貸し付けの担保とされた定期郵便貯金が継続預入される場合において、貸し付けを継続することができるよう規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、貯金総額の制限額の引き上げに関する規定については平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日、進学積立郵便貯金の貯蓄目的の拡大等に関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の規定については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官署において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買い取りを行うおとすものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、郵便局において両替を行う外国通貨及び買い取りを行う旅行小切手の種類は、郵政省令で定めることとするものであります。また、受託販売を行う旅行小切手の種類については、郵政大臣が公示することとするものであります。

第二に、郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買い取りに適用する換算割合は、郵政大臣が定めて公示することとするものであります。また、受託販売を行う旅行小切手に係る換算割合等は、郵政大臣が公示することとするものであります。

第三に、郵便局において行う外国通貨の両替及び旅行小切手の売買については、外国為替及び外国貿易管理法の適用があることとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

以上がこれら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいとお願い申し上げます。

○委員長(一井淳治君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

第一条 この法律は、簡易保険福祉事業団(以下(目的)

「事業団」という。に、その業務の特例として、郵便局の用に供する土地に郵便局の庁舎と一棟を成す建物で事務所、会議場等の施設の用に供するものを建設し、及び管理する業務を行わせることにより当該土地の高度利用を図るとともに、その業務を通じて郵政事業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(事業団の特例)

第二条 事業団は、簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号。以下「事業団法」という)第十九条に規定する業務のほか、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から都市部に所在する郵便物の取集め及び配達業務を取り扱う郵便局その他郵政省令で定める郵便局の用に供する土地で郵政事業特別会計に所属するものの貸付けを受け、事務所、会議場等の施設の用に供する建物の建設及びこれらの施設の賃貸その他の管理を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 三 事業団は、前項第一号に規定する施設の賃貸の業務を行うには、当該施設の国又は地方公共団体による公用又は公共の用のための利用に配慮しなければならない。
- 四 事業団は、第一項に規定する業務を行う場合において、当該業務の円滑な実施及び郵政業務との調和を確保するための基準として郵政省令で定める基準に従って行わなければならない。

第三条 事業団が前条第一項第一号の業務を行う場合は、事業団は、同条に規定する土地について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第十八条第一項ただし書の規定により貸付けを受けることができる法人とする。

第四条 事業団は、第二条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分(区分経理)

し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。い。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第五条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として整理しなければならない。

第六条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第七条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を郵政事業特別会計に納付しなければならない。

(長期借入金)

第八条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、第二条第一項に規定する業務に必要な長期借入金をすることができる。

第九条 事業団は、毎事業年度、前項に規定する長期借入金の償還計画を立てて、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第十条 事業団法第二十七条第一項の規定は、第四条に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金の運用について準用する。

例法」という。第二条第一項第一号の規定による建物の賃貸をしようとするときを除く。」と、事業団法第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度利用特例法」と、事業団法第三十五条第一号中又は第二十八条とあるのは「若しくは第二十八条又は高度利用特例法第六条」と、同条第四号中第二十七条第一項第一号若しくは第二号とあるのは「第二十七号第一項第一号若しくは第二号(これらの規定を高度利用特例法第七條において準用する場合を含む。）」と、事業団法第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は高度利用特例法第二条第一項」と、同条第四号中第二十七号とあるのは「第二十七条(高度利用特例法第七條において準用する場合を含む。）」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第二項中「七十二万円」を「九十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

承認を求めめるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成3年度収支予算

予算総則

第一条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成3年度収支予算の収入及び支出を別表第一収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第二に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

九 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

十 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

十一 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じて、一括して口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

十二 本予算は、この予算の各項目に定められた目的以外にこれを使用することができない。

十三 本予算の各項目に定められた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

十四 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

十五 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

十六 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

十七 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

十八 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

十九 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金返還若しくは設備の新設、改善に充てることとする。

二十 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることとする。

二十一 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることとする。

二十二 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡

が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

二十三 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる。

二十四 本予算中、資本収入において予定する放送債権は長期借入金に、また、長期借入金は放送債権に替えることができる。

二十五 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることとする。

二十六 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連ある経費の支出に充てることとする。

二十七 建設積立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

二十八 別表第1

(一) 一般勘定  
(事業収支)

平成3年度収支予算書

(単位 千円)

事 業 取 入	項	金 額
542,738,204		
498,854,835	料 入 入 入	
1,541,901	受 交 付 信	
8,109,300	副 次 金 収	
9,180,368	財 務 次 収	
352,000	別 収 収	
24,699,800	特 収 入	
486,922,143		
166,193,227	費 費 費 費	
3,789,602	費 費 費 費	
46,972,628	費 費 費 費	
1,456,372	費 費 費 費	
2,266,129	費 費 費 費	
5,300,713	費 費 費 費	
132,800,626	費 費 費 費	
48,944,543	費 費 費 費	
11,239,387	費 費 費 費	
46,495,000	費 費 費 費	
16,898,916	費 費 費 費	
1,565,000	費 費 費 費	
3,000,000	費 費 費 費	
55,816,061	費 費 費 費	
	事 業 取 支 差 金	

事業収支差金の内訳

資本	支出	充	当
借	債	還	金
建	設	積	立
金	金	金	金
18,056,000	24,138,000		
翌年度以降の財政安定のための繰越金			
13,622,061			

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金
資本	収入	額
111,809,000		
資本	支出	額
111,809,000		
事業	収支差金	収入
減価償却	受入	42,194,000
資産	受入	46,495,000
放送債	償還積立資産	1,599,000
放送債	償還積立資産	6,370,000
長期	借入金	6,000,000
		9,151,000
資本	支出	111,809,000
建設	設備	62,800,000
放送債	償還積立資産	445,000
放送債	償還積立資産	5,071,000
建設	積立資産	24,138,000
放送債	償還積立資産	6,370,000
長期	借入金	12,985,000
資本	収支差金	0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,180億3,840万4千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,853億5,714万3千円であり、経常収支差金は、326億8,126万1千円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金
事業	収入	額
340,000		
事業	支出	額
340,000		
受託	業務等	収入
		340,000

事業	支出	受託業務等費
287,000		
278,000		9,000
53,000		

事業収支差金5,300万円と受託業務等費の関控経費2億4,400万円を合わせた2億9,700万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額		12か月前払額			
				訪	問	訪	問		
カラー契約	口	座	続	振	替	金	1,370円	7,800円	15,200円
普通契約	口	座	続	振	替	金	890円	5,100円	9,940円
衛星カラー契約	口	座	続	振	替	金	2,300円	13,140円	25,610円
衛星普通契約	口	座	続	振	替	金	1,820円	10,440円	20,350円
特別契約	口	座	続	振	替	金	1,040円	5,920円	11,540円

別表第3 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額		12か月前払額			
				訪	問	訪	問		
カラー契約	口	座	続	振	替	金	1,220円	6,980円	13,600円

普通契約	訪問	集金	740円	4,280円	8,340円
	口座替込	振込	690円	3,990円	7,770円
衛星カラー契約	訪問	集金	2,160円	12,320円	24,010円
	口座替込	振込	2,110円	12,030円	23,440円
衛星普通契約	訪問	集金	1,680円	9,620円	18,750円
	口座替込	振込	1,630円	9,330円	18,180円

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引	額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、衛星カラー契約については、50件未満の場合	1件あたり 月額200円
衛星普通契約	50件以上100件未満の場合	1件あたり 月額230円
	100件以上の場合	1件あたり 月額300円
	衛星普通契約及び特別契約については、1件あたり	月額 90円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

契約種別	割引	額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、	月額 250円
衛星普通契約	契約件数1件あたり	

平成3年度事業計画

1 計画概説  
世界が大きな変革の時代を迎えている中で、我が国の社会状況も変化しつつあり、国際化も急速に進んでいる。また、価値観や生活様式も多様化が進み、多メディア・多チャンネル化が急速に展

開されている。  
平成3年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、国際化に対応した情報の入手・提供の強化を図るとともに、先見性をもった番組、視聴者の多様な要望にこたえる番組を提供することとする。また、衛星放送の普及とその他のニューメディアの開発研究を促進する。

業務の推進にあたっては、内部改革を行い、新しい時代の公共放送にふさわしい業務運営体制を確立して、一層創造的で能率的な運営と経営基盤の安定に努める。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送設備の整備を進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、番組の充実刷新を行い、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信料の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を積極的に推進する。

(6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを徹底して、創造的で能率的な運営に努める。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の委託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画  
建設計画については、衛星放送設備の整備に44億9,000万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に99億1,900万円、演奏所の整備に165億1,200万円、放送番組設備の整備に219億8,100万円、研究設備の整備等に98億9,800万円、総額628億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画  
衛星放送設備の整備を進める。  
これに要する経費は、44億9,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画  
外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン局を建設する。  
また、果敢放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。  
これらに要する経費は、63億2,300万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、国際放送の受信改善を図ることとし、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、名古屋放送会館の建設を完了し、福岡放送会館の建設を継続するとともに、広島放送会館、千代田分館の整備を取り進める。大阪放送会館については、調査を継続する。これらに要する経費は、35億9,600万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の送出設備の機能改善整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送用機器の更新整備等を行う。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。これらに要する経費は、72億4,800万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、26億5,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。情報化、国際化などの社会状況に対応するため、国民的課題、21世紀に向けた地球規模の課題に積極的に取り組み、多様で質の高い番組を提供する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。

教育放送は、1日18時間放送し、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的欲求や心の豊かさを希求する時代の要請にこたえとともに、障害者向け番組を編成する。

衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジア諸国のニュースを中心に効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消サービスを行うとともに、娯楽及び文化番組を中心とした編成を行い、1日22時間20分(週間平均)放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活態様の多様化に対応したニュース・生活情報を提供するともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、高品質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域からの全国発信機能の強化を図るとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた

自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が乏しい現状を是正するため、日本やアジア各国の情報を世界に提供する。

これらに要する経費は、番組制作に1,172億7,038万6千円、番組の編成企画その他に101億4,649万5千円で、総額1,274億1,688万1千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。これに要する経費は、387億7,634万6千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度1,552億8,988万円に対し、109億3,347万7千円の増額となり、総額1,661億9,322万7千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を拡充して、1日48時間とし、内外の諸情勢に即応したニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるとともに、放送を通じての国際間の理解と親善に貢献する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。

このため、前年度34億2,074万3千円に対し、3億6,885万9千円の増額となり、総額37億8,960万2千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度436億187万1千円に対し、33億7,075万7千円の増額となり、総額469億7,282万8千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、前年度14億1,716万7千円に対し、3,920万5千円の増額となり、総額14億5,637万2千円である。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流、対話活動を強化する。

このため、前年度21億5,491万8千円に対し、1億1,121万1千円の増額となり、総額22億6,612万9千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、機動的調査手法を開発するほか、国際化に関する調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。前年度55億2,752万9千円に対し、2億2,681万6千円の減額となり、総額53億71万3千円であ

る。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 退職手当及び福利厚生

これに要する経費は、総額1,328億52万6千円である。  
退職手当及び福利厚生については、退職手当の増加等により、前年度425億9,767万3千円に対し、63億4,687万円の増額となり、総額489億4,454万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システムの開発等により、前年度106億5,020万6千円に対し、5億8,918万1千円の増額となり、総額112億3,938万7千円である。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は3億4,000万円、支出は2億8,700万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	29,178,000	29,844,000	△	666,000
年度	内新規	1,971,000	1,880,000	△	91,000
年度	内新解	2,911,000	2,546,000	△	365,000
年度	内増加	940,000	666,000	△	274,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	707,000	691,000	△	16,000
年度	内新規	39,000	44,000	△	5,000
年度	内新解	29,000	28,000	△	1,000
年度	内増加	10,000	16,000	△	6,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	1,153,000	1,263,000	△	110,000
年度	内新規	209,000	220,000	△	11,000
年度	内新解	319,000	330,000	△	11,000
年度	内増加	110,000	110,000	△	0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	173,000	184,000	△	11,000
年度	内新規	5,000	4,000	△	1,000
年度	内新解	14,000	15,000	△	1,000
年度	内増加	9,000	11,000	△	2,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	2,292,000	1,197,000	△	1,095,000
年度	内新規	1,458,000	1,115,000	△	343,000
年度	内新解	19,000	20,000	△	1,000
年度	内増加	1,439,000	1,095,000	△	344,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	6,000	3,000	△	3,000
年度	内新規	3,000	3,000	△	0
年度	内新解	0	0	△	0
年度	内増加	3,000	3,000	△	0

(4) 衛星普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	15,000	5,000	△	10,000
年度	内新規	11,000	10,000	△	1,000
年度	内新解	1,000	0	△	1,000
年度	内増加	10,000	10,000	△	0

(5) 特別契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成3年度	平成2年度	増	減
年度	初頭	3,000	2,000	△	1,000
年度	内新規	1,000	1,000	△	0
年度	内新解	0	0	△	0
年度	内増加	1,000	1,000	△	0

(参考1)  
有料契約見込総数

区分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	29,178,000	1,153,000	2,292,000	15,000	3,000	32,641,000
年度内増加契約件数	△ 940,000	△ 110,000	1,439,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数	28,238,000	1,043,000	3,731,000	25,000	4,000	33,041,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	227,000	13,000	17,000	1,000	258,000
年度内増加契約件数	0	△ 1,000	5,000	0	4,000
年度末契約件数	227,000	12,000	22,000	1,000	262,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	6,349,000	22,476,000	353,000	29,178,000	
年度内増加契約件数	△ 809,000	△ 391,000	260,000	△ 940,000	
年度末契約件数	5,540,000	22,085,000	613,000	28,238,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	170,000	55,000	2,000	227,000	
年度内増加契約件数	△ 2,000	0	2,000	0	
年度末契約件数	168,000	55,000	4,000	227,000	

(2) 普通契約

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	518,000	628,000	7,000	1,153,000	
年度内増加契約件数	△ 51,000	△ 69,000	10,000	△ 110,000	
年度末契約件数	467,000	559,000	17,000	1,043,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	12,000	1,000	0	13,000	
年度内増加契約件数	△ 1,000	11,000	1,000	△ 1,000	
年度末契約件数	11,000	1,000	0	12,000	

(3) 衛星カラー契約

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	247,000	2,022,000	23,000	2,292,000	
年度内増加契約件数	108,000	1,301,000	30,000	1,439,000	
年度末契約件数	355,000	3,323,000	53,000	3,731,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	4,000	13,000	5,000	17,000	
年度内増加契約件数	0	5,000	0	5,000	
年度末契約件数	4,000	18,000	0	22,000	

(4) 衛星普通契約

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	1,000	14,000	9,000	15,000	
年度内増加契約件数	1,000	23,000	0	10,000	
年度末契約件数	2,000	23,000	0	25,000	

(5) 特別契約

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	2,000	1,000	0	3,000	
年度内増加契約件数	1,000	3,000	1,000	1,000	
年度末契約件数	3,000	1,000	0	4,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区分	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	1,000	1,000	0	1,000	
年度内増加契約件数	0	1,000	0	0	
年度末契約件数	1,000	1,000	0	1,000	



5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係	係保	14,095人
建設	係保	241
合	計	14,336

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内300人の削減を見込んだものである。

平成3年度資金計画

1 資金計画の概要  
平成3年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,996億4,162万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,988億9,375万4千円をもって施行する。

2 入金の部  
受信料については、受信料収入予算4,988億5,483万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額4,954億1,540万1千円を予定する。  
放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、91億5,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億9,580万円、放送債券償還積立資産の戻入63億7,000万円、国際放送関係等交付金収入15億4,190万1千円、有価証券の売却365億円、受取利息その他の入金440億9,152万6千円を見込む。

3 出金の部  
事業経費4,132億6,559万5千円、建設経費628億円、放送債券の償還63億7,000万円、長期借入金

の返還129億8,500万円、出資4億4,500万円、放送債券償還積立資産への繰入れ50億7,100万円、建設積立資産への繰入れ241億3,800万円、有価証券の購入536億6,310万円、支払利息その他の出金201億5,605万9千円を合わせて出金額は、総額5,988億9,375万4千円である。  
(参考) 資金の需要及び調達の詳細は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1	前期末資金有高	32,455,000	41,591,551	37,884,235	46,389,637	32,455,000
2	入金	153,315,456	119,702,156	167,208,667	159,415,349	599,641,628
	受取利息	147,138,374	95,615,173	161,010,005	91,651,849	495,415,401
	債券売却	0	0	0	5,976,000	5,976,000
	長期借入金	0	0	0	9,151,000	9,151,000
	固定資産売却収入	32,570	340,104	65,686	157,440	595,800

放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	0	6,370,000	6,370,000
交付金収入	395,070	382,277	383,343	381,211	1,541,901	1,541,901
有価証券売却	100,000	100,000	100,000	36,200,000	36,500,000	36,500,000
受取利息その他の入金	5,649,442	23,264,602	5,649,633	9,527,849	44,091,526	44,091,526
金	144,178,905	123,409,472	158,703,265	172,602,112	598,893,754	598,893,754
事業経費	95,331,197	94,685,637	114,778,343	108,470,418	413,265,595	413,265,595
建設経費	10,303,687	15,641,786	13,490,592	23,363,935	62,800,000	62,800,000
放送債券償還	0	0	0	6,370,000	6,370,000	6,370,000
長期借入金返還	12,985,000	0	0	0	12,985,000	12,985,000
出	111,250	111,250	111,250	111,250	445,000	445,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	5,071,000	5,071,000	5,071,000
建設積立資産繰入れ	0	0	0	24,138,000	24,138,000	24,138,000
有価証券購入	19,540,000	8,610,000	25,261,000	252,100	53,663,100	53,663,100
支払利息その他の出金	5,907,771	4,360,799	5,062,080	4,825,409	20,156,059	20,156,059
4 期末資金有高	41,591,551	37,884,235	46,389,637	33,202,874	33,202,874	33,202,874

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。  
平成3年2月

郵政大臣

日本放送協会平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見  
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成3年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、協会は、平成2年度において受信料額の改定を行ったが、長期的に財政を安定させるためにも、事業運営の刷新、効率化を一層徹底し、及び経費の削減に極力努めることが必要であり、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、国民の理解と信頼を得て公共放送としての役割を果たしていくため、国民の意向の把握とその事業運営への反映に努めること。
- 2 協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に衛星料金を含む受信料については、一層の契約締結の促進を図ること。
- 3 協会は、衛星放送の効率的実施に配慮するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に資するよう努めること。

衛星第2テレビジョンにおいては、難視聴解消のために必要な放送を確保すること。

4 協会は、国庫放送の果たす役割を改めて認識し、今後ともその充実、強化に努め、国際間の相互理解の促進に努むること。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、郵便貯金法の一部を改正する法律案  
一、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案  
郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第七条第一項第六号中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「の進学」を「が教育に、」に「進学すること(をいう)」を「において行われる教育(をいう)」を受けること」に、「進学資金」を「教育資金」に改める。  
第十条第一項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「通常郵便貯金」の下に「及び定期郵便貯金」を加え、同条第三項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第十四条、第十六条第三号及び第四号並びに第二十九条第二項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、省令の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い(以下「継続預入の取扱い」という)をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限りでない。

第五十八条第二項中「前項」を「前項本文」に、「第五十七条第二項」を「前条第一項」に改める。  
第八章 進学積立郵便貯金」を「第八章 教育

積立郵便貯金」に改める。

第六十三條の二中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三條の三の見出し中「二年」を「四年」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改め、同条第一項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「二年」を「四年」に改める。

第六十三條の四中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。  
第六十四條中「みだす」を「満たす」に改め、「当該郵便貯金」の下に「(定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む)」を加える。

第六十八條第一項中「払いもどし」を「払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く)」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次、第七条第一項第六号、第十三条第三項、第十四条、第十六条第三号及び第四号、第二十九条第二項、第八章の章名、第六十三條の二、第六十三條の三の見出し及び第一項並びに第六十三條の四の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第十条第一項の改正規定 平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日
- 三 第十三条第一項及び第二項、第五十八条、第六十四條並びに第六十八條第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で

定める日

(経過措置)

- 2 前項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に存する進学積立郵便貯金は、この法律による改正後の郵便貯金法第七條第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金とみなす。
- 3 第十三條第一項及び第二項の改正規定の施行前に預入された定期郵便貯金の利子の計算については、なお従前の例による。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案  
郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案  
(目的)  
第一条 この法律は、郵政官署において本邦通貨と外国通貨の両替(以下「外国通貨の両替」という)並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り(以下「旅行小切手の売買」という)を行うことによつて、住民及び旅行者の利便を図ることを目的とする。

(外国通貨の両替等の取扱い)  
第二条 郵便局において外国通貨の両替又は旅行小切手の売買をしようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該両替又は売買の申込みをするものとする。

2 郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、前項の規定による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の申込みに係る金額を制限することとができる。

3 郵便局において両替を行う外国通貨及び買取りを行う旅行小切手の種類は、郵政省令で定める。

4 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手の種類を公示するものとする。  
(換算割合等)  
第三条 郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買取りに適用する換算割合は、外国為替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示

する。

2 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示するものとする。

(証明)

第四条 郵政省は、旅行小切手の買取りの申込みをする者の真偽を調査するため、必要な証明を求めることができる。

(利用の制限及び業務の停止)

第五条 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買について利用を制限し、又は停止することができる。

(省令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第七条 この法律の定める外国通貨の両替及び旅行小切手の売買については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第百二十八号)の適用があるものとする。この場合において、同法中「許可」とあり、及び「認可」とあるのは、「承認」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「元利金の支払」の下に、「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。  
(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに国債」を、「国債」に改め、「元利金の支払に関する業務」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「元利金の支払に関する事務」の下に「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する事務」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

第四条第三十二号中「並びに年金」を、「年金」に改め、「受入れ払渡し」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

平成三年三月五日印刷

平成三年三月六日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局